

受動喫煙防止措置に係る業務実施要領

（目的）

第1条 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条から第42条、第76条、第77条及び第78条の規定に基づく受動喫煙の防止に関する措置等について必要な事項を定めるものとする。

（業務取扱）

第2条 この業務は市長が行うものとする。

（基本的事項）

第3条 この業務の基本的事項は、次のとおりとする。

- （1）法に基づく受動喫煙防止措置に係る喫煙者及び多数の者が利用する施設等の利用者並びに施設の管理権原者等からの相談への対応
- （2）義務違反事案への対応
- （3）喫煙専用室等の設置・運用時における相談指導の実施

第4条 受動喫煙防止措置に係る業務については、別途「改正健康増進法（受動喫煙防止）の施行業務に係るガイドライン」に定めるものとする。

（情報提供等への対応）

第5条 情報提供等により、義務違反事案を把握した場合は、改善に向けて対応する。

- 2 対応内容や結果等を記録する際は、受動喫煙防止措置に対する相談・通報対応票（別記様式第1号の1及び2）を使用する。

（立入検査）

第6条 法第38条第1項、法附則（平成30年7月25日法律第78号。以下「附則」という。）第2条第5項又は附則第3条第3項の規定に基づき、立入検査による現地確認を行う場合は、受動喫煙防止措置に対する立入検査票（別記様式第2号）を使用する。

（指導・助言）

第7条 法第31条の規定に基づき、指導及び助言を行う場合は、指導・助言書（別記様式第3号）を使用する。

- 2 指導後、指導に基づき相手方がとった措置を、指定した期日までに、市長あての文書にて、報告を求めることができる。

（勧告）

第8条 法第32条第1項、第34条第1項、第36条第1項並びに第2項の規定に基づく勧告を行う際は、勧告書（別記様式第4号）を使用する。

- 2 勧告後、勧告に基づき相手方がとった措置を、指定した期日までに、市長あての文書にて、報告を求めることができる。

(公表)

第9条 法第32条第2項、第34条第2項及び第36条第3項の規定に基づく公表を行うときは、市ホームページに掲載することとする。

(命令)

第10条 法第32条第3項、第34条第3項又は第36条第4項の規定に基づき、命令するときは、命令書（別記様式第5号）を使用する。

- 2 命令後、命令に基づき相手方がとった措置を、指定した期日までに、市長あての文書にて報告を求めることができる。

(弁明の機会の付与)

第11条 第8条に規定する勧告及び第10条に規定する命令を行う際に行う弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与書（別記様式第6号）を使用する。

- 2 弁明を弁明書により行う場合には、指定された期限までに、市長あてに弁明書を提出させるものとする。

(過料事件の通知)

第12条 法第76条、第77条、及び第78条の規定に基づく過料事件の通知が必要と認める場合は、違反した者の住所を所管する地方裁判所に対し、過料事件通知書（令和2年3月27日付厚生労働省健康局健康課事務連絡別添）に関係書類を添えて、通知するものとする。

(その他)

第13条 業務を行うにあたり、この要領に定めるもののほか、改正健康増進法の施行業務に係るガイドライン（例）（令和元年7月厚生労働省健康局健康課）によるものとする。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。